

## ○経済産業省令第五十五号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第二百四十九号）第十一条、第十二条、第十五条、第二十七条の二及び第三十五条の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和元年十一月二十三日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 西村 康稔

## 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

## (火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準)

第十六条 法第十二条第一項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十二条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

## 一・二 「略」

三 前条第一項の表(1) (イ) 又は(5)の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケットト、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、次のイカ

## (火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準)

第十六条 法第十二条第一項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十二条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

## 一・二 「略」

三 前条第一項の表(1) (イ) 又は(5)の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケットト、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、次のイカ

らくまでに定めるところによること。

#### イ 「略」

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉として、盜難を防止するための措置を講ずること。

#### ハ・ニ 「略」

ホ 建築物には、盜難を防止するための自動警報装置を設置することとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

#### 「削る」

#### ヘ 「略」

ミの二 前条第一項の表(一)(イ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホ及びイの規定によるほか、次のイからくまでに定めるところによること。

#### イ 「略」

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防火扉として、盜難を防止するための措置を講

からくまでに定めるところによること。

#### イ 「略」

ロ 建築物の入口の扉は、厚さ一メートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉又はこれと同等程度に盜難及び火災を防ぎ得るものとし、鍛(なんきん)錠及びび鍠を除く。)を使用する等の盜難防止の措置を講ずること。

#### ハ・ニ 「略」

ホ 建築物には、自動警報装置(装置が作動した場合に当該建築物を管理すべき者が警報を感じるところが通常困難であると認められる場所に設置されている建築物にあつ

ては、警報装置に限る。)を設置すること。

ヘ 建築物に設置してある自動警報装置は常にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

#### ト 「略」

ミの二 前条第一項の表(一)(イ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホからトまでの規定によるほか、次のイからくまでに定めるところによること。

#### イ 「略」

ロ 入口の扉は、厚さ四・五メートル以上の鉄板を使用した鉄製の内開きの防火扉

する」といふ。

ハ・ヘ 「略」

四 前条第一項の表(1) (イ) 又は(5)の規定により火薬類を金属製のロジカーその他堅固な構造を有する設備(以下この号及び次号において「設備」という。)に収納して建築物に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、第三号の規定にかかるらず、次のイからホまでに定めるところによること。

二、錠(なんきん錠及びえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

ハ・ヘ 「略」

四 前条第一項の表(1) (イ) 又は(5)の規定により火薬類を金属製のロジカーその他堅固な構造を有する設備(以下この号及び次号において「設備」という。)に収納して建築物に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、第三号の規定にかかるらず、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 設備の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。

ロ・ハ 「略」

二 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

〔削る〕

ホ 「略」

四の二 前条第一項の表(1) (ロ) 及び(2)

イ 設備の扉には、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

ロ・ハ 「略」

二 設備には、自動警報装置(装置が作動した場合に当該設備を管理すべき者が警報を感じることが通常困難であると認められる場所に設置されている設備にあっては、警鳴装置に限る。)を設置すること。

ホ 設備に設置してある自動警報装置は、常にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

ヘ 「略」

四の二 前条第一項の表(1) (ロ) 及び(2)

)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号口から木までの規定によるほか、次のイから木までに定めるところによること

イ 木 「略」

五 「略」

(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 木三 「略」

四 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である

一重扉とし、盜難を防止するための措置を講ずること。

五 木十四 「略」

十五 火薬庫の天井裏又は屋根には、盜難を防止するための措置を講ずること。

十六 火薬庫には、盜難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号口から木までの規定によるほか、次のイから木までに定めるところによること

イ 木 「略」

五 「略」

(地上式一級火薬庫の位置、構造および設備)

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 木三 「略」

四 入口の扉は、一重扉とし、外扉は耐火

扉で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれをわ鍔(外扉にあつては、なんきん鍔およびえび鍔を除く。)を使用する等の盜難防止の措置を講ずること。

五 木十四 「略」

十五 火薬庫は、その外部にできるだけ夜間点灯し、かつ、盜難防止のため天井裏または屋根に金網を張ること。

十六 火薬庫には、警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

(地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一五三 「略」

四 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、鉄扉を設け、盜難を防止するための措置を講ずること。

五五八 「略」

(地中式一級火薬庫の位置、構造および設備)

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第七号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一五三 「略」

四 火薬庫の入口には、鉄扉を設け、火薬庫の入口および火薬庫に通ずるトンネルの入口にはそれぞれ錠（なんきん錠およびえび錠を除く。）を使用する等の盜難防止の措置を講ずること。

五五八 「略」

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 「略」

二 「前る」

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 「略」

二 一 入口の扉は、一重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ一ミリメートル以上の鉄板とし、内扉と外扉にはそれぞれ錠（外扉にはては、なんきん錠及びえび錠を除く。）を使用する等の盜難防止の措置を講ずること。

一〇二 [略]

一一四 [略]

2 [略]

第六十七条 火薬類(不発弾等を除く。)の廃棄  
は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、  
廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生する  
おそれのない方法により行わなければならな  
い。

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

一〇三 [略]

一一四 [略]

2 [略]

第六十七条 火薬類の廃棄については、次の各号  
の規定を守らなければならない。

一 火薬又は爆薬は、少量ずつ爆発又は燃焼す  
ること。ただし、硝酸塩、過塩素酸塩等の水  
溶性成分を主とする火薬又は爆薬(硝酸エス  
テル又はニトロ基を二以上含むニトロ化合物

を含有するものを除く。)においては、安全  
な水溶液とした後、多量の水中に流し、又は  
地中に埋めることができる。

二 凍結したダイナマイトは、完全に融解した  
後燃焼処理するか、又は五百グラム以下を順  
次に燃焼処理する。

三 工業雷管、電気雷管又は信号雷管は、孔を  
掘つて入れ、工業雷管、電気雷管又は導火管  
付き雷管を使用して爆破処理すること。

四 導火線は、燃焼処理によるか、又は湿润状  
態として分解処理すること。

五 導爆線及び制御破裂用コードは、工業雷管  
電気雷管又は導火管付き雷管を使用して爆

2 5 7 「略」

別表第二（第四十四条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 「略」	1 「略」

「削る」

「削る」

「削る」

発処理すること。ただし、第一種導爆線又は制御発破用コードにおいては、少量つつ燃焼処理することができる。

六 道火管付き雷管は、道火管部と雷管部とを切断し、雷管部は第三号本文に規定する方式により爆発処理し、道火管部は燃焼処理すること。

七 実包又は空包(以下「」の号において「実包等」という。)は、燃焼炉(燃焼中に実包等の全部又は一部が外部に飛散する)とを防ぐ構造及び材質であるものに限る。)を使用して燃焼処理すること。

八 鋼用雷管は、瓦を掘つて入れ、工業雷管、

電気雷管又は導火管付き雷管を使用して爆発処理し、又は燃焼炉(燃焼中に鋼用雷管の全部又は一部が外部に飛散する)とを防ぐ構造及び材質であるものに限る。)を使用して燃焼処理すること。

九 第二号から前号までに掲げるもの以外の火工品(不発弾等を除く。)は、第二号から前号までの規定に準じて処理すること。

2 5 7 「略」

別表第二（第四十四条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 「略」	1 「略」

	2	地上式一級		
	火薬庫の基準			
3	「略」			
四	第二十四	四 火薬庫の入口の扉の設置の状況及び盜難を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他他の測定器具を用いた測定等により検査する。	四 第二十四	火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盜難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、並びに当該扉の厚さを、巻尺その他他の測定器具を用いた測定により検査する。
五	五 十四 略	五 十四 「略」	五 十四 「略」	五 十四 「略」

	十五 第二十	十五 火薬庫の天井裏又は屋根の盜難を防止するための措置を、目視、図面等により検査する。	十五 第二十	十五 火薬庫の外部の点灯設備及び天井裏又は屋根の金網の有無を目視又は図面により検査する。
3	四条第十五号の盜難を防止するための措置		四条第十五号の点灯設備等	
十六	第二十 四条第十六 号の警鳴装 置	十六条 見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、目視又は図面により検査し、当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。	十六条 第二十 四条第十六 号の警鳴装 置	十六条 見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、目視により検査する。
	「略」		「略」	

4	地中式一級	火薬庫の基準	一 四 〔略〕	一 四 〔略〕
五	第二十五	火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉	火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉	火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉
六	条第四号の	火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。	火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の設置状況及び盜難を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。	火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の設置状況及び盜難を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。
七	火薬庫の基準	火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の材質及び盜難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。	火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の材質及び盜難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。	火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の材質及び盜難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。

6	5	六 八 〔略〕	六 八 〔略〕	六 八 〔略〕
一	地上式二級	火薬庫の基準	火薬庫の基準	火薬庫の基準
二	第二十六	第一項に	第二項第一号、第四号	第二項第一号、第五号
三	条第一項に	おいて準用	第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号	第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により
四	する第二十	する第二十	から第十六号までに掲げる完成検査の方法により	第六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。
五	四条第一号	第五号、第六号、第七号、第九号、第十号	第五号、第七号、第九号、第十号	第五号、第七号、第九号、第十号

		号、第十号 及び第十四 号から第十 六号までに 掲げる検査	号及び第十 四号から第 十六号まで に掲げる檢 査項目
二	〔略〕	二 〔略〕	二 〔略〕
三	〔削除〕	三 〔削除〕	三 第二十六 条第一項第 一號の二の 火薬庫の入 口の扉
			四 第二十六 条第一項第 一號の二の 火薬庫の小 屋組及び屋

四	第二十六 条第一項第 一號の二の 火薬庫の小 屋組及び屋	四 〔略〕	四 第二十六 条第一項第 一號の二の 火薬庫の小 屋組及び屋
五	七 〔略〕	五 七 〔略〕	五 七 〔略〕
六	八 〔略〕	七 八 〔略〕	六 八 〔略〕
			測定により検査する。

別表第四（第四十四条の五第一項関係）

検査項目	保安検査の方法
2 1 「略」	1 「略」
2 地上式一級 火薬庫の基準	1 「略」
一 二 「略」	一 二 「略」
四 第二十四 条第四号の 火薬庫の入 口の扉	四 火薬庫の入口の扉及び 盜難を防止するための措 置の維持管理状況を、目 視により検査する。

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
2 1 「略」	1 「略」
地上式一級 火薬庫の基準	1 「略」
一 二 「略」	一 二 「略」
四 第二十四 条第四号の 火薬庫の入 口の扉	四 火薬庫の入口の扉の維 持管理状況を、目視によ り検査する。

五 一 十五 条第十五 号の措 置	五 一 十五 火薬庫の天井裏又は 屋根の盜難を防止するた めの措置の維持管理状況 を、目視により検査す る。
十六 条第十六 号の警鳴装 置	十六 見張人を常時配置し ない火薬庫の警鳴装置の 設置の状況を、目視によ り検査し、当該装置の機 能を、作動試験又はその 他の方法により確認する。

五 一 十五 条第十五 号の点灯設 備等	五 一 十五 火薬庫の外部の点灯 設備及び天井裏又は屋根 の維持管理状況を目視に より検査する。
十六 条第十六 号の警鳴装 置	十六 見張人を常時配置し ない火薬庫の警鳴装置の 設置の状況を、目視によ り検査する。

	3	記録等により検査する。
4	地中式一級	「略」
火薬庫の基準	火薬庫の基準	火薬庫の基準
一、四 「略」	一、四 「略」	一、四 「略」
五 第二十五 条第四号の 火薬庫の入 口及び火薬 庫に通ずる トンネルの 入口の扉	五 火薬庫の入口及び火薬 庫に通ずるトンネルの入 口の扉並びに火災及び盜 難を防止するための措置 の維持管理状況を、目視 により検査する。	五 第二十五 条第四号の 火薬庫の入 口の扉
六、八 「略」	六、八 「略」	六、八 「略」
地上式二級 火薬庫の基準	火薬庫の基準	火薬庫の基準
一 第二十六 条第一項に おいて準用 する第二十 四条第一号 、第四号、 第五号、第 七号、第九 号	一 第二項第一号、第四号 、第五号、第七号、第九 号、第十号及び第十四号 から第十六号までに掲げ る保安検査の方法により 検査を行う。	一 第二十六 条第一項に おいて準用 する第二十 四条第一号 、第五号、第 七号、第九 号、第十 号
五 第二十五 条第四号の 火薬庫の入 口及び火薬 庫に通ずる トンネルの 入口の扉	五 火薬庫の入口及び火薬 庫に通ずるトンネルの入 口の扉並びに火災及び盜 難を防止するための措置 の維持管理状況を、目視 により検査する。	五 火薬庫の入口の扉の維 持管理状況を、目視によ り検査する。

	5	六、八 「略」
6	一	「略」
地上式二級 火薬庫の基準	火薬庫の基準	火薬庫の基準
一 第二十六 条第一項に おいて準用 する第二十 四条第一号 、第四号、 第五号、第 七号、第九 号	一 第二項第一号、第四号 、第五号、第七号、第九 号、第十号及び第十四号 から第十六号までに掲げ る保安検査の方法により 検査を行う。	一 第二項第一号、第五号 、第七号、第九号、第十 号及び第十四号から第十 六号までに掲げる保安檢 査の方法により検査を行 う。
五 第二十五 条第四号の 火薬庫の入 口及び火薬 庫に通ずる トンネルの 入口の扉	五 火薬庫の入口及び火薬 庫に通ずるトンネルの入 口の扉並びに火災及び盜 難を防止するための措置 の維持管理状況を、目視 により検査する。	五 火薬庫の入口の扉の維 持管理状況を、目視によ り検査する。

			四 第二十六 条第一項第 一號の二の	四 第二十六 条第一項第 一號の二の	四 第二十六 条第一項第 一號の三の	四 第二十六 条第一項第 一號の三の
七 1 8	一 五 七 〔略〕	根 火薬庫の小 屋組及び屋	七 1 8	根 火薬庫の小 屋組及び屋	七 1 8	根 火薬庫の小 屋組及び屋
一 五 七 〔略〕	〔略〕	〔略〕	一 五 七 〔略〕	〔略〕	一 五 七 〔略〕	〔略〕
			六号までに 掲げる検査	六号までに 掲げる検査	十六号まで に掲げる検	十六号まで に掲げる検
			号から第十 号及び第十四 号、第十号	号から第十 号及び第十四 号、第十号	号から第十 号及び第十 号	号及び第十 号

			四 第二十六 条第一項第 一號の二の	四 第二十六 条第一項第 一號の二の	四 第二十六 条第一項第 一號の三の	四 第二十六 条第一項第 一號の三の
七 1 8	一 五 七 〔略〕	根 火薬庫の小 屋組及び屋	七 1 8	根 火薬庫の小 屋組及び屋	七 1 8	根 火薬庫の小 屋組及び屋
一 五 七 〔略〕	〔略〕	〔略〕	一 五 七 〔略〕	〔略〕	一 五 七 〔略〕	〔略〕
			六号までに 掲げる検査	六号までに 掲げる検査	十六号まで に掲げる検	十六号まで に掲げる検
			号から第十 号及び第十四 号、第十号	号から第十 号及び第十四 号、第十号	号から第十 号及び第十 号	号及び第十 号

備考 表中の [ ] は注記である。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。